



平成24年2月16日

各位

## 記者勉強会開催のご案内

## 「ゆるキャラ」の法的処理について

拝啓 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当会の事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、地方公共団体や民間会社が「ゆるキャラ」といわれるマスコットキャラクターを数多く採用し、広報や商品展開に活用しています。しかし、「ひこにゃん」の例を出すまでもなく、創作者と管理者、管理者と利用者との間で法律的な問題が生じる可能性も含んでいます。

そこで、今回は、「ゆるキャラ」を創作し、活用するに際し、実際に著作権や商標権の処理について具体例を示しながら説明します。皆様が「ゆるキャラ」を取材する際に、法律的な視点を加える一助になればと思います。

皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席の有無につきまして、予めご連絡いただければ幸甚です。

敬具

## —記—

■日 時 平成24年2月23日(木) 10:00~11:00

■場 所 弁理士会館2階 2-A B会議室

東京都千代田区霞が関3-4-2

■スピーカー 日本弁理士会 著作権委員会 中川 裕幸

■連 絡 先 日本弁理士会 広報・支援・評価室 石本、高橋

(TEL: (03) 3519-2361/FAX: (03) 3519-2706/E-mail:kouhou@jpaa.or.jp)

以上

※ご参考:過去の著作権勉強会(2010.9.17、2011.3.4、2011.8.23開催)の議事録は、  
日本弁理士会HPに掲載しております。

<http://www.jpaa.or.jp/activity/pr/informal/>